

島根県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例等の一部改正について

1 改正要旨

旅費及び費用弁償の支給業務の適正化のため、松江市などの例を参考に所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の改正

ア 在勤地の定義を松江市の区域内の地域とするもの。

イ 特別急行列車の急行料金及び普通急行列車の座席指定料金は、片道100 km以上のものに限り支給することとするもの。

ウ 必要に応じて高速船が利用できるように、高速船の急行料金を旅客運賃に併せて支給することとするもの。

エ 旅客運賃の等級を設ける船舶の場合は、一律に下級の運賃を支給することとするもの。

オ 車賃の支給額は、原則として実費額とし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額により難しい場合は1 kmにつき37円とするもの。

カ 全路程にわたり公用の交通機関又は自家用自動車を使用して旅行した場合の日当は、1日につき1,100円（定額の半額）を支給することとするもの。

キ 松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、米子市、境港市及び日吉津村の区域内の旅行にあっては、公用車による半日以内の移動が可能な範囲であることから日当を支給しないこととするもの。

ク 宿泊料の支給額を定額から実費額に変更するとともに、その上限額を

1 夜につき 10,900 円とするもの。

ケ 旅行雑費の支給額を定額から実費額に変更するとともに、支給要件を公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行者が費用を負担する場合に限るもの。

コ 広域連合では適用することが想定されない移転料、着後手当、扶養親族移転料及び外国旅行の旅費に係る規定並びに労働基準法関係の特例規定を削除するもの。

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合議会の議員の費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する条例の改正

費用弁償の額及び支給方法については、原則として広域連合職員の例によることとするもの。例外として特別急行列車であっても片道 100 km 以上の場合は、座席指定料金を支給することとするもの。

3 施行期日

平成 31 年 1 月 1 日